

## 第72号議案参考資料

### 議案名

桶川市職員の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正を踏まえ、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 桶川市職員の旅費に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）

ア 在勤庁及び配偶者の範囲を整理するとともに、新たに旅行役務提供者を規定する。 (第2条関係)

イ 旅行役務提供者に対し、旅費を支払うことができるようになるとともに、字句の整理を行う。 (第3条関係)

ウ 出張命令権者等は出張命令等を変更することができるようになるとともに、字句の整理を行う。 (第4条関係)

エ 旅費の種類について、車賃、日当、宿泊費、食卓料及び支度料を廃止し、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費を設ける。 (第5条関係)

オ 旅費は、実費を弁償するためのものであることを規定するとともに、字句の整理を行う。 (第6条関係)

カ 日当の支給の規定を削る。 (改正前の第7条関係)

キ 旅費の請求、精算、返納等について規定する。 (第7条関係)

ク 鉄道賃として、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及びこ

れらに付随する費用を規定し、運賃の等級が区分されている場合には、運賃の最下級の額を上限額とするとともに、急行料金の距離制限を廃止する。 (第 8 条関係)

ケ 船賃として、運賃、寝台料金、座席指定料金及びこれらに付随する費用を規定し、運賃の等級が区分されている場合には、運賃の最下級の額を上限額とする。 (第 9 条関係)

コ 航空費として、運賃及び座席指定料金及びこれらに付隨する費用を規定し、運賃の等級が区分されている場合には、運賃の最下級の額を上限額とする。 (第 10 条関係)

サ 鉄道、船舶及び航空機以外を利用する場合の移動に要する旅費としてその他の交通費を規定する。 (第 11 条関係)

シ 出張中の宿泊に要する費用として宿泊費を規定する。  
(第 12 条関係)

ス 移動及び宿泊に対する一体の対価として包括宿泊費を規定する。  
(第 13 条関係)

セ 宿泊を伴う出張に必要な諸雑費として宿泊手当を規定する。  
(第 14 条関係)

ソ 外国旅行について、旅費区分を内国旅行と同一にするとともに、予防接種に係る費用等外国旅行に要する雑費として、渡航雑費を規定する。 (第 15 条関係)

タ 特別職に随行した場合の旅費について、特別職と同額を支払うようとする。 (第 16 条関係)

チ 力の改正に伴い、条の繰上げを行う。 (第 17 条関係)

ツ 旅費の支給額について、各規定に基づき計算した額と実際の支払額を比較し、いずれか少ない額を支給する。 (第 18 条関係)

テ 出張した職員が市以外の者から旅費の支給を受ける場合等において、実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支

- 給しないこととともに、字句の整理を行う。(第19条関係)
- ト 労働基準法第15条第3項（就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合の旅費）及び第64条（18歳に満たない者が解雇の日から14日以内に帰郷する場合の旅費）に該当する理由がある場合に支給する旅費が同法の規定による旅費に満たないときは、同法に規定する旅費に相当する金額等を支給する。 (第20条関係)
- ナ 条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合の返納の規定を定めるとともに、その後に支払う給与又は旅費から控除ができるようとする。 (第21条関係)
- ニ ト及びナの改正に伴い、条の繰下げを行う。 (第22条関係)
- ヌ 内国旅行の宿泊料及び食卓料の額を定めた表を削る。

(別表第1関係)

ネ 外国へ旅行する場合の日当等の額を定めた表を削る。

(別表第2関係)

- (2) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正
- (改正条例第2条関係)
- ア 旅費について、一般職の例により支給するとともに、規定の整理を行う。 (第7条関係)
- イ 内国旅行の宿泊料及び食卓料の額を定めた表を削る。
- (別表第1関係)
- ウ 外国へ旅行する場合の日当等の額を定めた表を削る。
- (別表第2関係)

### 3 施行期日

令和8年4月1日